



# 島根県報

平成18年 6 月30日 (金)  
号外 第 91 号

( 毎週火・金曜日発行 )

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 公企規程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程 1

### 教委規則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則 ( 教育庁総務課 ) 2

市町村立学校の教職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則 ( 義務教育課 ) 5

### 教委訓令

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部を改正する規程 ( 高校教育課 ) 5

### 人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 5

職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則 6

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 6

## 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 6 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県公営企業管理規程第10号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 ( 平成18年島根県公営企業管理規程第 7 号 ) の一部を次のように改正する。

#### 第14条改正規定中

「 ただし、その他の負傷又は疾病のうち別に定めるものについて、管理者が療養を必要と認めるときは、当該期間を 90日を超えない範囲で延長することができる。」

を

「 ただし、その他の負傷又は疾病のうち次の各号に掲げるものについて、管理者が療養を必要と認めるときは、当該期間を90日を超えない範囲で延長することができる。

(1) 精神疾患

(2) 悪性新生物

(3) 脳血管疾患

(4) 心筋こうそく

(5) 慢性肝炎又は肝硬変

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めたと負傷又は疾患

に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第14条の次に次の1条を加える。

第14条の2 前条の規定により休暇を与えられた職員が再び勤務するに至った後1年以内に再び同一の負傷又は疾病による休暇を受けようとする場合における前条の規定の適用については、再び勤務するに至った前後の休暇の期間を通算するものとする。ただし、負傷又は疾病の状況等により通算することが適当でないと管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

附則を次のように改める。

- 1 この規程は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の島根県企業局職員就業規程（以下「改正前の就業規程」という。）第14条の規定により、この規程の公布の日前に与えられた休暇でこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後も引き続く休暇の期間については、なお従前の例による。
- 3 この規程の公布の日前に、改正前の就業規程第14条の規定により施行日以後の日を終期とする休暇を与えられた場合であって、公布の日以後に、当該施行日以後の日から引き続き療養が必要であるとして休暇を与えられるときに、施行日以後の休暇の期間についてのこの規程による改正後の島根県企業局職員就業規程（以下「改正後の就業規程」という。）第14条の規定の適用については、この規程の公布の日前に改正前の就業規程第14条の規定により休暇を与えられた日から起算して1年以内又は施行日から起算して改正後の就業規程第14条の規定により与えられるものとした場合における休暇の期間のいずれか早い日とする。
- 4 この規程の公布の日から施行日の前日までの間において、改正前の就業規程第14条の規定に基づき施行日以後に与えられるものとされた休暇は、改正後の就業規程第14条の規定による休暇とみなす。
- 5 前項の場合において、施行日以後の休暇の期間に係る改正後の就業規程第14条の規定の適用については、施行日前において改正前の就業規程第14条の規定により休暇を与えられた日から起算して1年以内又は施行日から起算して改正後の就業規程第14条に規定する期間のいずれか早い日とする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

#### 島根県教育委員会規則第24号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第6号中「第14号」を「第16号」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 所属長は、次に掲げる場合には、休暇状況報告書（様式第3号の4）を教育長に提出しなければならない。

- (1) 引き続き50日以上公務傷病等による休暇を承認した場合
- (2) 私傷病による休暇を承認した場合であって、当該私傷病について初めて週休日、休日及び休日の代休日を除いて引き続き7日以上休暇を承認した場合（次号に掲げる場合を除く。）
- (3) 引き続き50日以上私傷病による休暇を承認した場合

第11条第1項中「引き続き1年」を「休日休暇条例第7条第1項に規定する期間」に、「1年に」を「同項に規定する期間の限度に」に、「国立若しくは県立の医療機関又は保健所」を「職員の分限の手続に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第2号）第2条に規定する医療機関又は同条に規定する公的医療機関」に改め、「とする。」の次に「次項及び」を加え、「休暇状況報告書」を「休職に係る報告書（様式第3号の5）」に改め、同条第2項を次のように改め

る。

2 休暇規則第 3 条の 4 の規定により休暇の期間を通算する場合において、前項に規定する期間内に医師 2 名の診断書を所属長に提出することが困難な職員に対する前項の規定の適用については、前項中「当該休暇の期間が同項に規定する期間の限度に達する日の10日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

様式第 3 号の 4 中

休 暇 を 承 認 した 期 間	年	月	日 从 日 まで	日 間	を
---------------------	---	---	-------------	-----	---

休 暇 を 承 認 し た 期 間	既 承 認 期 間	年	月	日 从 日 まで	日 間	合 計  日 間	に
	今 回 承 認 期 間	年	月	日 从 日 まで	日 間		

改め、同様式に注として次のように加える。

- (注) 1 医師の診断書を添付すること。
- 2 所属長の意見は、引き続き50日以上私傷病による休暇を承認した場合にのみ記入すること。

同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第3号の5 (第11条関係)

番 号  
年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

所属長 氏 名

休 職 に 係 る 報 告 書

下記のとおり状況を報告します。

記

対 象 職 員	職 名		氏 名	
既休職発令期間		年 月 日から 年 月 日まで		日間 合 計
今回療養が 必要な期間		年 月 日から 年 月 日まで		日間 日間
傷 病 名				
所属長の意見				

(注) 医師2名の診断書を添付すること(医師のうち1名は、職員の分限手続に関する規則第2条に規定する医療機関又は同条に規定する公的医療機関の医師であること。)

## 附 則

この規則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

市町村立学校の教職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 6 月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

## 島根県教育委員会規則第25号

市町村立学校の教職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の分限の手続に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「 1 年」の次に「（県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）第 8 条第 1 項に規定する休暇の期間を除く。）」を加える。

## 附 則

この規則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

## 教 育 委 員 会 訓 令

## 島根県教育委員会訓令第 7 号

本 庁  
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成18年 6 月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第14条中「表第14号」を「表第16号」に改める。

第17条第 1 項中「 1 年」を「教育職員の休日休暇条例第 8 条第 1 項に規定する期間（その期間の延長が見込まれるときは、その延長後の期間とする。）の末日」に改め、同条第 2 項中「人事委員会規則に定める場合を除き、同項中「 1 年」とあるのは、「90日」とする。」を「同項中「教育職員の休日休暇条例第 8 条第 1 項に規定する期間」とあるのは、結核性疾患にあつては「 1 年以内」と、その他の負傷又は疾病にあつては「90日以内」とする。」に改める。

第31条中「第21条第 1 項」を「第17条第 1 項」に改める。

様式第 7 号の 6 中「第20条の 5 第 1 項」を「第26条」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 6 月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

## 島根県人事委員会規則第20号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「者」を「職員」に改める。

第16条第4項第1号中「第1項第1号」の次に「及び第3号」を加え、同項第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 法第28条第2項の規定により休職処分を受けている職員として在職した期間（条例第16条の2第1項又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）については、その2分の1の期間

第17条第1項第1号中「第16条第1項第1号」の次に「及び第3号」を加え、同項第4号を第5号とし、同項第3号中「（条例第16条の2第4項ただし書の適用を受ける者を除く。）」を削り、同号を第4号とし、同項第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 法第28条第2項の規定により休職処分を受けている職員。ただし、同項第1号の規定により休職処分を受けている職員で条例第16条の2第1項の規定の適用を受けるもの又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律の適用を受ける職員で同法に定める休職処分を受けているものを除く。

第17条第4項第1号中「同条第4項第2号」を「同条第4項第3号」に改め、同項第2号ア中「又は第4項ただし書」を削り、同号イ中「条例第16条の2第2項又は」及び「が30日を超えない場合に限り当該休職にされていた期間」を削り、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間を除算する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

---

職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第21号

職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限の手続に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1年」の次に「（職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）第7条第1項又は県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）第8条第1項に規定する休暇の期間を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

---

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第22号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項第1号中「者」を「教育職員」に改める。

第40条第4項第1号中「第1項第1号」を「第1項第2号」に改め、同項第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 法第28条第 2 項の規定により休職処分を受けている教育職員として在職した期間( 条例第27条第 1 項又は教育公務員特例法の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。 ) については、その 2 分の 1 の期間  
第41条第 1 項第 1 号中「第40条第 1 項第 1 号」を「第40条第 1 項第 2 号」に改め、同項第 4 号を第 6 号とし、同項第 3 号中「( 条例第27条第 4 項ただし書の適用を受ける者を除く。 ) 」を削り、同号を第 5 号とし、同項第 2 号の 2 を第 4 号とし、同項第 2 号を第 3 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(2) 法第28条第 2 項の規定により休職処分を受けている教育職員。ただし、同項第 1 号の規定により休職処分を受けている教育職員で条例第27条第 1 項の規定の適用を受けるもの又は教育公務員特例法の規定の適用を受ける教育職員で同法に定める休職処分を受けているものを除く。

第41条第 4 項中「勤務時間」を「勤務期間」に改め、同項第 1 号中「同条第 4 項第 2 号」を「同条第 4 項第 3 号」に改め、同項第 2 号ア中「又は第 4 項ただし書」を削り、同号イ中「条例第27条第 2 項又は」を削り、「それらの休職の期間が30日を超えない場合に限り、当該休職にされていた期間」を「その休職の期間」に改め、同項第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 基準日以前 6 箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間を除算する。

#### 附 則

この規則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

